

【資料5】事業契約書案に対する質問回答

| No | 資料名 | 該当箇所 | | | | タイトル | 質問 | 回答 |
|----|--------|------|-------|---|--|---------------|---|---|
| | | 頁 | 項 | | | | | |
| 1 | 事業契約書案 | 1 | 第2条 | 7 | | 別途委託する業務 | 「甲が乙以外の者に別途委託する本件事業と関連する業務」とはどのような業務を想定しているのでしょうか。費用算出の必要性から乙の協力する内容も含め具体的にご提示願います。 | 清掃業務、医療情報システムの保守点検業務、物品管理業務、及び医療機器の保守点検業務等を考えております。本件病院の運営が円滑に進むよう、必要に応じて協議に参加していただくこと等を中心としますが、トラブル発生時においては、現場において協力を求める場合もあると想定しています。 |
| 2 | 事業契約書案 | 1 | 第2条の2 | | | 職員の雇用 | 貴機構にて考える出向方式と直接雇用についての相違点をお教え願えないでしょうか。 | SPC職員の雇用については、出向形式も可とします。訂正は[別紙2]を参照してください。 |
| 3 | 事業契約書案 | 1 | 第2条の2 | | | 職員の雇用 | SPCが1名の職員を直接雇用することありますが直接雇用によりどのような役割を期待されているのでしょうか。 | |
| 4 | 事業契約書案 | 1 | 第2条の2 | | | 職員の雇用 | SPCが直接職員を雇用することはSPCに雇用継続のリスクを負わせることとなります。SPCにリスクを残すよりも人材の確保と派遣はSPCを構成する企業に負わせることが事業の安定性にも寄与すると考えます。業務要求水準書に記載のある業務を履行することを条件に職員の配置方法は事業者からの提案とさせていただきますでしょうか。 | |
| 5 | 事業契約書案 | 1 | 第2条の2 | | | 職員の雇用 | 本件事業が円滑に行なう為の事業実施体制については乙による職員の雇用に限定せず是非事業者からの提案させていただく方法も可能な仕立に再考いただけないでしょうか。事業遂行について効率的且つ確実な提案を評価いただけたらと考えます。他案件にて散見される当該業務担当者を配置することは民間企業側の人材不足や疲弊を招く者と考えます。 | |
| 6 | 事業契約書案 | 1 | 第2条の2 | | | 職員の雇用 | SPCにて職員を直接雇用することにより、人材の継続的な確保するリスク、昇給分を見込むことによる入札金額のコストアップリスク、また想定以上(人材の変更等)に給与等の上昇リスク等が想定され、事業継続に支障をきたすことが想定されますのでSPCによる職員の直接雇用についての条件は外すもしくは、業務要求水準書に記載のある業務を履行することを条件に職員の配置方法は事業者からの提案とさせていただきますでしょうか。 | |
| 7 | 事業契約書案 | 1 | 第2条の2 | | | 職員の雇用 | SPCの職員が求められている業務を遂行するに当たり、貴機構の対応窓口となる方はどのような方を想定されているのでしょうか。 | 施設整備業務期間中は、再編整備担当が窓口となる予定です。運営期間中については新病院組織決定後お知らせします。 |
| 8 | 事業契約書案 | 2 | 第3条 | 1 | | 契約保証金等 | 契約保証金等の額は「施設整備業務費用等の100分の10に相当する額以上」とありますが、施設整備業務費用「等」の範囲をご教示頂けますでしょうか。 | 「施設整備業務費用等」の定義は、資料5事業契約書案別表一定義28にあるとおりです。 |
| 9 | 事業契約書案 | 2 | 第3条 | 2 | | 維持管理期間中の契約保証金 | 今回の事業の仕立として維持管理運営業務は複数の企業が担うことが想定されるため、契約保証金の納付は受託企業が担う業務金額ごととし、業務受託企業の債務不履行等により違約金が発生した場合は当該受託企業分のみとしていただけませんか。 | ご意見として承ります。 |
| 10 | 事業契約書案 | 2 | 第3条 | 2 | | 維持管理期間中の契約保証金 | 「維持管理期間中の各事業年度における対価」とは事業契約書別紙10対価の構成(表)における「維持管理・医療関連サービス業務等費用相当額」であり、サービス開始当初の割賦支払分は除外されると解釈してよろしいですか。 | お示しのとおりです。 |

【資料5】事業契約書案に対する質問回答

| | | | | | | | |
|----|--------|----------------|-------------|---|----------------------|---|--|
| 11 | 事業契約書案 | 2 | 第3条 | 2 | 維持管理期間中の契約保証金 | ①維持管理期間中の契約保証金の算定は維持管理・医療関連サービス業務費等費用相当額の181分の12の10%との理解で宜しいでしょうか。②その場合、開院準備期間中に要した維持管理業務費を加えた金額から181分の12の10%とするのでしょうか。 | 各事業年度における対価とは、維持管理・医療関連サービス等費用相当額の184分の12となります。 |
| 12 | 事業契約書案 | 2 | 第3条 | 2 | 維持管理期間中の契約保証金 | 契約保証金の納付に代えて、①履行保証保険の締結②SPC口座に相当する金額を留保する③乙の銀行口座に留保すること等を条件に納付の免除をしていただけないでしょうか | 履行保証保険契約の締結を契約保証金の納付に代えることも可能です。契約保証金は本契約の確実な履行を担保するための保証金であるため、原則として契約保証金として納付していただくことが望ましいと考えます。ただし、当該口座が定期預金口座であり、当該口座に病院機構の質権を設定するなど、契約保証金を納付していただく場合と同様の効果が確保されるのであれば、当該方法の採用が可能となる場合もあります。 |
| 13 | 事業契約書案 | 3 | 第5条 | 3 | 担当業務企業名の記載 | 各業務毎に担当企業名を記入することになっていますが、担当企業が複数の場合は複数名記入することになるのでしょうか。例えば、調査・対策業務において、設計企業と施工企業が業務分担をする場合など | 各業務において、複数の企業が担当する場合は、担当する企業全てを記入してください。 |
| 14 | 事業契約書案 | 4 | 第6条 | | 本件土地及び本件現病院施設の確保・引渡し | 現在、本件対象の土地には、担保権その他事業者の権利行使を妨げるような権利の設定はされていないとの理解でよろしいでしょうか。 | お示しのとおりです。 |
| 15 | 事業契約書案 | 5 | 第10条 | 2 | 近隣対応、周辺家屋影響調査・対策業務 | 本件事業の実施そのものに対する近隣反対運動等が起こった場合は、病院機構様の責任と負担においてご対応いただけるとの理解でよろしいでしょうか | 事業そのものに対する反対運動・訴訟・苦情・要望については病院機構が対応しますが、その過程において事業者に協力を求める場合もあると考えております。 |
| 16 | 事業契約書案 | 6 | 第11条 | | 土壌汚染調査及び地質調査 | 本条に定める土壌汚染調査及び地質調査の結果、土壌改良工事等の必要が生じた場合は、これに起因する追加費用等は病院機構様にてご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか またそれに費やす期間は考慮されるのでしょうか | お示ししている資料から判断できない場合は、費用のリスクは病院機構となります。ただし、期間の変更等は協議となります。 |
| 17 | 事業契約書案 | 6 | 第11条第21条 | | 土壌汚染・電波障害 | 土壌汚染や電波障害に関して、事業者側の費用負担で対応となると入札価格に影響することになると思いますが、すでに行っている調査データは全て公表していただけるのでしょうか | 追加公表する調査データはありません。 |
| 18 | 事業契約書案 | 7 | 第15条 | 1 | 起債等申請補助業務 | 大阪府による起債等に係る手続きの具体的な時期をご教示ください。また、当該手続きに向け事業者が用意しなければならない書類等の具体的な内容をお示しください。 | 前段について、平成22年当初から発生すると考えております。後段について、設計図書、積算書、完成写真等の作成を想定しております。 |
| 19 | 事業契約書案 | 7 | 第15条 | 1 | 起債等申請補助業務 | 現時点における本件における府議会の議決の状況についてご教示ください。 | 中期計画の変更(債務負担行為の設定)については、平成19年2月府議会において承認されました。 |
| 20 | 事業契約書案 | 8 | 第16条 | 2 | 設計の裁量及び責任等 | 「設計変更から発生する増加費用」には、設計業務以外の業務にかかる増加費用も含まれるとの認識でしょうか。 | 設計変更に起因するものであれば、設計業務以外の業務に発生する増加費用も含まれます。 |
| 21 | 事業契約書案 | 10 | 第25条 | 2 | 設計の裁量及び責任等 | 「乙の都合による条件の変更」とは、建設上の事項であり設計上の事項は含まれないとの認識でよろしいですか。 | 第25条第2項に定める「乙の都合による条件の変更」とは、建設業務に関する事項を指し、設計業務に関する事項の「乙の都合による」条件の変更については、第16条第2項が適用されます。 |
| 22 | 事業契約書案 | 15 16 25 | 38条・42条・57条 | | 法令変更に伴う増加費用 | 維持管理・医療関連サービス等業務の実施にあたり、法令変更により病院機構殿又は事業者へ損害又は増加費用が発生したときは、当該損害及び増加費用のうち、年間の累計額が当該年度の維持管理・医療サービス等費用相当額の100分の1までは事業者側が負担するとの記載がありますが、実施方針のリスク分担表では本事業に直接関連する法制度の変更、新設は病院負担となっております。法令変更に伴う損害、増加費用の100分の1まで事業者側で負担する根拠をお示しください。 | 法令変更リスクについて訂正します。訂正は[別紙2]を参照してください。 |

【資料5】事業契約書案に対する質問回答

| | | | | | | | | |
|----|--------|----------------|--|-------------|--|-------------------------|---|--|
| 23 | 事業契約書案 | 15 16 25 | 第3 8 条・ 第5 7 条 第4 2 | | | 法令変更に伴う増加費用 | 当該条項に規定されている法令変更は本件事業に直接起因する法令変更を対象としているとの理解で宜しいでしょうか。 | お示しのとおりです。訂正は[別紙2]を参照してください。 |
| 24 | 事業契約書案 | 15 | 第3 8 条 | 2 | | 工期の変更に伴う費用負担など | 38条、42条3項において不可抗力並びに法令変更に伴い追加費用が発生した場合の乙の負担は双方の事由によっても施設整備業務費用等の100分の1との理解で宜しいでしょうか。 | 不可抗力についてはお示しのとおりです。法令変更については、No.22を参照してください。 |
| 25 | 事業契約書案 | 15 | 第3 8 条 | 3 | | 工期の変更に伴う費用負担など | 「施設整備費等から出来形部分に相応する施設整備費等を控除した金額につき、」とありますが、これはそれぞれの場合につき、譲渡予定日、開院予定日、施設整備関連業務終了予定日時点での出来形部分に相応する施設整備費等が控除されるとの理解でよろしいでしょうか。 | お示しのとおりです。 |
| 26 | 事業契約書案 | 17 | 第4 3 条 | 2 | | 第三者に生じた損害 | 乙が第三者に損害を賠償すべき場合において、甲が当該第三者から損害賠償請求を受けたとき、甲が乙に求償請求を行い、乙は速やかに支払うとありますが、請求された段階で内容、金額等につき事前に協議する機会を与えていただけるものと理解してよろしいでしょうか。 | 具体的ケースによりませんが、甲として、社会通念上相当と認められる対応をとります。 |
| 27 | 事業契約書案 | 19 | 第5 0 条 | 3 | | 本件病院施設等の譲渡・瑕疵担保責任 | 設計業務ならびに工事監理業務における瑕疵担保期間は、通例では2年(重大な瑕疵については10年)ですが、本事業におきましては5年(重大な瑕疵については10年)となっております。その差異について、どのようにお考えかご教示願います。 | 瑕疵担保については、民法638条の規定により設定しております。 |
| 28 | 事業契約書案 | 19 | 第5 0 条 | | | 本件病院施設等の譲渡・瑕疵担保責任 | 既存改修工事における、既存躯体及び既存構造物のうち乙が工事を直接行わない部分にかかる既に損傷や瑕疵にかかる修繕費用は貴機構にあるとの理解で宜しいでしょうか。 | お示しのとおりです。 |
| 29 | 事業契約書案 | 22 | 第5 2 条 | 1 0 項 | | 維持管理・医療関連サービス等業務 | 利便サービス提供業務に関する賃貸借契約はそれぞれの業務について締結することを想定されているのでしょうか？それとも全ての業務について一括で締結することを想定されているのでしょうか | 現時点では、一括で締結することを想定しています。 |
| 30 | 事業契約書案 | 33 | 第7 7 条 | 1 項 | | 本件要求水準又は業務範囲の変更 | 「乙は、本件要求水準又は業務範囲の変更に伴い受託企業の変更を行う場合には、第1節に定める手続を行う必要はない。」とありますが、上記の変更に伴い受託業務の変更を行う場合には、第2節に定める手続を行う必要は依然としてあるとの理解でよろしいでしょうか。 | 第2節は、乙から業務方法を変更する場合の手続きを規定したものであり、一方で、第3節は、甲から本件要求水準又は業務範囲を変更する場合の手続きを規定したもので業務方法の変更を当然に予定しており、第77条第1項の適用場面において第2節に定める手続を行う必要はありません。 |
| 31 | 事業契約書案 | 35 | 第7 7 条 | 9 項 | | 本件要求水準又は業務範囲の変更 | (1)乃至(8)に定める事項について乙による回答書の提出時点で合理的に予想できない不具合等が生じた場合、乙が回答書を提出したことを理由として、乙は当該不具合等についての何らの責任又は費用負担義務も負うものではないとの理解でよろしいでしょうか | ご質問の「不具合等」の「責任又は費用負担義務」の具体的な内容によって、乙がかかる義務を負担するかどうか異なってくると考えられます。 |
| 32 | 事業契約書案 | 37 | 第7 8 条 | 1 3 項 | | 本件要求水準又は業務範囲の重大な変更による解除 | 「甲は、当該業務に係る出来高に係る額を解除時の現在価値に換算した金額を支払うことによりかかる支払いに代えることができる。」とありますが、同項第1文に記載された「本件応募者提案等を基に算出した適正な利益額並びにこれに係る支払利息」については、「当該業務に係る出来高に係る額を解除時の現在価値に換算した金額」とは別途にて支払っていただけるとの理解でよろしいでしょうか | 「当該業務に係る出来高に係る額を解除時の現在価値に換算した金額」について支払がなされるのは、当該解除が法令変更又は不可抗力による場合に限られます。また、この支払は、「当該業務に係る出来高に係る額及び本件応募者提案等を基に算出した適正な利益額並びにこれに係る支払利息」の支払に代えることができると規定されており、別途支払がなされるものではありません。 |
| 33 | 事業契約書案 | 37 | 第7 9 条 | 1 項 | | 業務が不要となった場合の解除 | 甲は、法令変更、本件病院の事業規模の変更又は技術革新等により乙の業務の一部について当該業務が不要になったと合理的に判断した場合、解除日の6ヶ月前までに書面によりその旨を通知することにより、本契約の一部を解除することができると思いますが、本条項は施設整備関連業務は該当しないと解釈してよろしいですか。 | 第79条第1項は、特に施設整備関連業務を適用対象外とするものではありません。 |

【資料5】事業契約書案に対する質問回答

| | | | | | | | | |
|----|--------|----|-------|----|--|--------------------------------------|---|--|
| 34 | 事業契約書案 | 41 | 第81条 | 2項 | | 約束 | 契約の相手方が当該委託契約等を締結した後に、i乃至viまでのいずれかに該当した場合は、本号記載の契約解除等の処置は行う必要はないとの理解でよろしいでしょうか。 | お示しのとおりです。 |
| 35 | 事業契約書案 | 47 | 第87条 | 4 | | 事業者の債務不履行による契約の解除 | 運営期間に係る契約の解除において、「連続して(3)日又は1年間に(6)回以上、診療行為又は受付会計業務等本件病院の重要な機能を損なう事態が発生したとき。」とありますが、重要な機能を損なう事態とは、どのような事態をお考えでしょうか。 | 受付業務(患者登録など)、会計業務などが実施不能な事態を想定しております。 |
| 36 | 事業契約書案 | 50 | 第94条 | 1項 | | 甲の債務不履行による解除 | 別紙3第15条第1項(2)の場合に事業を進めるうえで支障をきたすような事態は想定されないのでしょうか。万一事業の推進に支障があり乙に増加する費用が発生した場合は甲にて負担いただけるとの理解で宜しいでしょうか。 | 乙による本件事業の遂行に支障をきたすような事態とならないような対応をとる予定です。 |
| 37 | 事業契約書案 | 51 | 第99条 | 1項 | | 法令変更における契約の全部解除に伴う補償等 | 「解除に伴い甲が乙から受け取るべき金額」とありますがこれはどのようなことを想定されているのでしょうか。 | 具体的ケースによって、乙に甲に対する何らかの支払義務が発生するような場合を想定しております。 |
| 38 | 事業契約書案 | 52 | 第100条 | 3項 | | 施設整備業務終了日前の契約の全部解除に伴う本件病院施設等の出来形の買受け | 譲渡日より前に本契約を解除する場合で、本件土地を原状回復することが妥当と合理的に判断された場合、原状回復費用は乙の負担とありますが、解除事由が法令変更によるものにもかかわらず事業者の本費用が事業者の負担となる理由をご教示ください。 | 本項では、第1項の規定にかかわらず、譲渡日より前に本契約を解除する場合で、甲は、乙が解除時までに行った本件事業に対する対価(ただし、解除に伴い甲が乙から受け取るべき金額、当該法令変更により乙が受領する一切の保険、保証及び補償金額(ただし、甲が乙に支払う解除に起因する合理的な追加費用を除く。)の合計額を控除する。)を支払う限り、本件土地を原状回復することが妥当と合理的に判断した場合、その旨を乙に通知することにより、出来形部分を買受けできないことが、この場合、乙は甲の費用により本件土地を原状(更地)に回復した上で甲に対して引き渡すこととしています。 |
| 39 | 事業契約書案 | 54 | 第107条 | 1項 | | 運営会議等 | 同条の運営会議と第108条の調整会議の甲側の想定出席者をそれぞれご教示ください。 | どちらも、PFI事業者の各担当業務に対応する病院の各現場担当・責任者及び総括責任者(課長級)を想定しています。 |
| 40 | 事業契約書案 | 54 | 第107条 | 1項 | | 運営会議等 | 経営会議に対しての各種情報の提供及び提言等の乙に求められる協力について、想定されている具体的な内容をご教授ください。 | 患者・来院者・職員等の安全確保や満足度向上及び病院経営の効率化に向け、モニタリング等の分析結果に基づき、担当業務及び業務全般についての改善や提案を期待しております。 |
| 41 | 事業契約書案 | 54 | 第107条 | 3項 | | 運営会議等 | 本件病院が設置する各種委員会の名称及び活動内容につきましてご教示ください | 現在、病院では40を超える委員会が設置されていますが、SPCが情報提供等の協力をする委員会は、幹部会(管理運営事項について総合調整を図り、院務の円滑な推進を期する)、院内売店運営委員会(院内売店が患者及び職員の福利厚生施設として円滑かつ適正に運営されるよう、検討等を行う)、医療安全管理委員会(患者の安全の確保と事故防止に万全を期する)、栄養委員会(食事療養業務の円滑な運用と適正な栄養管理を図る)、医療ガス安全管理委員会(新病院建設後に設置)などを想定しています。 |
| 42 | 事業契約書案 | 54 | 第109条 | | | 患者の行為等による損壊の修繕費用 | 「当該物品が通常備えるべき強度を備えていない」場合の具体的な判断基準をご教示ください。また、「乙が当該物品の損壊の拡大を防止することを怠ったとき」とは、具体的にどのようなケースを想定されているのかご教示ください | 前段については、個別の物品の中でも仕様が明確に定められるものについては、設計段階において確認された仕様の物品を適切に設置することが事業者の業務です。一方、仕様を明確に定めることが難しいものについては、利用者の特性を十分に考慮した上で物品を選定し、調達することが乙の業務となりますので、社会通念上の範囲で判断することを想定しています。 後段については、例えば、床あるいは壁材のめくれを放置していたことで、そこを端緒として患者が床あるいは壁材をはがしてしまい、被害が拡大する場合等があるので、補修等の修理を的確に実施することが乙の業務であり、そうした対応を怠ったときの責めは事業者にあると考えます。 |

【資料5】事業契約書案に対する質問回答

| | | | | | | | | | |
|----|--------|-------|-----|-----|-----|-----|-------------|--|---|
| 43 | 事業契約書案 | 別紙3 | 17条 | | | | 損害賠償 | 損害賠償規定が本条に規定されておりますが、双務契約でありながら、甲の損害賠償規定が規定されておられません。規定についてご検討頂くとともにお考えをご教示下さい | 使用貸借契約は、講学上、双務契約ではなく、片務契約とされています。また、契約上、甲の損害賠償に関する規定がおかれていなくても、民法上認められる損害賠償義務を否定するものではありませんので、現状の規定で問題はないと考えます。 |
| 44 | 事業契約書案 | 別紙7 | 18条 | | | | 契約解除による違約金 | 第20条第2項とともに、本条に記載の賃貸料とは年間の賃貸料との理解でよろしいでしょうか？また当該年度にかかる賃貸料を支払い済みの場合は、賃貸料の倍額から当該支払い済みの賃貸料を控除した額を違約金として支払うとの理解でよろしいでしょうか？ | 前段については、お示しのとおりです。後段については、当該年度に係る支払済みの賃貸料を控除せず、賃貸料の倍額を違約金として支払っていただきます。 |
| 45 | 事業契約書案 | 別紙7 | 21条 | | | | 損害賠償 | 損害賠償規定が本条に規定されておりますが、双務契約でありながら、甲の損害賠償規定が規定されておられません。規定についてご検討頂くとともにお考えをご教示下さい。 | 契約上、甲の損害賠償に関する規定がおかれていなくても、民法上認められる損害賠償義務を否定するものではありませんので、現状の規定で問題はないと考えます。 |
| 46 | 事業契約書案 | 別紙10 | 1 | (2) | ア | (イ) | 対価の算定及び支払方法 | 事業期間中における割賦金利の見直し及び改定はしないとの理解でよろしいですか | 割賦利息の利率は甲が指定した基準金利と応募者が提案したスプレッドの合計であり、基準金利は、外構等引渡し・解体撤去業務の完了日に、その2銀行営業日前に掲示された基準金利に基づき見直します。 |
| 47 | 事業契約書案 | 別紙10 | 2 | (1) | ア | | 対価の支払い方法 | 施設整備費相当額の一括払いの項目として、「d. 備品調達業務費用のうち、甲が示した備品調達リストに指定する備品整備に係る費用」とありますが、備品調達業務の中で一括払いから除外される業務があれば具体的にご教示ください。 | 甲が示した調達備品リストに指定する備品の購入に係る費用のみが一括払いの対象となる予定です。 一括払いの対象とはならない調達備品については、[別紙5]を参照してください。 |
| 51 | 事業契約書案 | 別紙10 | 2 | (2) | イ・ウ | | 一括払い、割賦払い | 施設整備業務費相当額の対価の支払いに關しまして、より経済的効果を計る目的で、一括払い及び割賦払いで予定されておられますものを、出来高の各事業年度払いに変更することをご検討願えないでしょうか。 | 原案のとおりとします。 |
| 48 | 事業契約書案 | 別紙10 | | | | | 対価の算定及び支払方法 | 施設整備関連業務において貴機構が負担すべき金額が増加した結果、一括払いの金額が増加して、当初予定した借入金およびその原資である大阪府発行の地方債の金額を上回ることとなった場合は別途貴機構にて資金調達を行なうとの理解で宜しいでしょうか | 現段階でそういった事態は想定していません。 |
| 49 | 事業契約書案 | 別紙10 | | | | | 対価の算定及び支払方法 | 一括にて施設整備業務費相当額の対価の支払いを年度の出来高払いもしくは中間払いに変更していただけないでしょうか。本事業は施設整備期間が約3年と長期であるため、建設期間中に資金調達の必要があります。その場合、昨今の金融環境を考慮すると建設期間中の資金調達は民間事業者が調達するよりも、行政により資金調達が可能であれば、経済的効果が期待できると考えられます。 | 原案のとおりとします。 |
| 50 | 事業契約書案 | 別表一定義 | | | | | あ行 | 5「Aゾーン」建設用地面積が約57,640平方メートルとありますが、69,850平方メートルの間違いでないでしょうか。 | お示しのとおりです。訂正は、[別紙2]を参照してください。 |
| 51 | 事業契約書案 | 別表一定義 | | | | | は行 | 43「Bゾーン」建設用地面積が約27,200平方メートルとありますが、14,990平方メートルの間違いでないでしょうか。 | お示しのとおりです。訂正は、[別紙2]を参照してください。 |